



税理士 山本 善通 氏

Question

電子帳簿保存法

当組合は、共同購買事業を主事業として事業展開しています。現在事務局では、ECサイトでの消耗品の購入においても、証ひょう書類は紙保存で行っています。令和6年1月から電子取引においてはデータ保存が義務づけられると聞きましたが、電子帳簿保存法の概要を教えてください。

Answer

【概要】

この法律は、情報化社会に対応し、経理の電子化による生産性の向上や、記帳水準の向上等に資する為に、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存等の特例に関する法律」（以下「電子帳簿保存法」といいます）として、平成10年に法律第25号として施行されました。

各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたものです。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、下記の要件に区分されています。

〈真実性の確保〉

要件① 訂正・削除履歴の確保（帳簿） 施行規則第3条第1項第1号

帳簿に係る電子計算機処理に、次の要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

- (イ) 帳簿に係る電磁的記録に係る記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること
- (ロ) 帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること

要件② 相互関連性の確保（帳簿） 施行規則第3条第1項第2号

帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと

要件③ 関係書類等の備付け 施行規則第3条第1項第3号

帳簿に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）の備付けを行なうこと

〈可視性の確保〉

要件④ 見読可能性の確保 施行規則第3条第1項第4号

帳簿に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと

要件⑤ 検索機能の確保 施行規則第3条第1項第5号

帳簿に係る電磁的記録について、次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと

- (イ) 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること
- (ロ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること

〈電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し〉

このたびの令和5年度の税制改正大綱で、経過措置であった令和5年12月31日までの宥恕措置が期限到来で廃止され、猶予措置として令和6年1月1日より施行されることとなりました。

具体的には、「システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする、新たな猶予措置を整備する。」というものです。

なお、今後の法案や国会での審議等で更に改正される事もありますので、留意して下さい。